

市町村特別給付の一例(吉川市)

1. 在宅サービス費用の上限

要介護者状態区分	1ヶ月の支給限度額
要支援	96,000円 ()
要介護 1	165,800円
要介護 2	194,800円
要介護 3	267,500円
要介護 4	306,000円
要介護 5	358,300円

吉川市独自の支給限度基準額で、国の基準額 61,500円に代えて 96,000円となります。



2. 生活支援サービス

ひとり暮らし、高齢者世帯の方へのサービス

サービス名	サービスの内容	利用者負担
日常生活サポートサービス	ひとり暮らしなどの理由で日常生活に不安のある方への家事援助サービス。介護保険では対応できない屋外のサービスも行います。 月～金曜日8:30～17:00	1時間80円
ふれあいデイサービス	家に閉じこもりがちな方のためのデイサービス。週1回、平沼地区高齢者ふれあい広場でレクリエーション、給食サービスなどを行います。送迎あり。 実施:月・水・金のいずれか1日(ただし、お住まいの地区で曜日が異なります。)	1日300円 + 食費等実費
配食サービス	調理等が困難な方に、夕食をランチジャーにて宅配するサービス。利用は月曜日～金曜日	1日250円
買い物支援サービス	買い物が困難な方に、生活協同組合の宅配を利用し、日常生活品や食料品を自宅まで届けるサービス。	宅配料180円 は市が負担
緊急時通報システム	急病や事故などの緊急時に消防署に速やかに通報できるシステム。 (ひとり暮らし、日中ひとり暮らしとなる方に限る)	無料
乳酸菌飲料の宅配 (吉川市社会福祉協議会)	週に一度、乳酸菌飲料を宅配、お変わりないかどうかの確認を行う。(ひとり暮らしの方に限る)	無料

3. 自立支援サービス

介護保険の認定で非該当となった方に



サービス名	サービスの内容	利用者負担
生活安心ヘルプサービス	身体的に不安がある方に対する、炊事・洗濯・掃除などの家事援助サービス。 月～日曜日の8:00～18:00	1時間208円
くらしアップデイサービス	身体的に不安のある方が、特別養護老人ホームに通所、送迎・入浴・食事・健康チェックなどを受けるサービス。	1日659円 + 食費等実費
気分転換ショートステイ	家族の方が病気、冠婚葬祭、旅行などにより家を空ける時、高齢者を1人にすることが不安な場合、特別養護老人ホームで一時的にお世話する。年間14日が限度。 (このサービスは要介護認定で要支援等の軽度に認定された方も利用可)	1日797円 (介護度による) + 食費等実費

4. 介護支援サービス

介護が必要な方、介護予防が必要な方に

サービス名	サービスの内容	利用者負担
寝具洗濯乾燥サービス	ひとり暮らし、寝たきり等の理由により、布団干しが困難な場合、寝具一式を工場に運び、月に一度、寝具の乾燥・消毒を行う。 当日仕上げ可	乾燥 1回240円 洗濯 1回600円 (ベッドは800円)
位置情報提供サービス	徘徊のある高齢者に端末機を持たせ、GPSと携帯電話の電波を利用し、24時間体制で検索、位置情報を提供するサービス。 家族がすぐに駆け付けることができない場合は、委託業者の緊急対応員が現場に急行する。	加入料として 3,150円 (月々使用量は市が負担)
健やか住宅改善	介護が必要な方のための介護保険給付対象の箇所を除いた家屋等の改修の補助。そのほか転倒予防などのため、床段差の解消、手すりの取り付け費用の補助。 工事前の申請が必要です。工事を行った後では該当になりませんのでご注意ください。	工事の1割 (36万円を限度として工事費の9割を市が補助)
日常生活用具の給付・貸与	ひとり暮らしなどの方に、火災報知器・自動消火器・電磁調理器・老人用電話を給付・貸与。 介護予防のため、歩行支援用具・入浴補助用具・腰掛便座を給付 工事前の申請が必要です。工事を行った後では該当になりませんのでご注意ください。	所得に応じて 金額の1割 (9万円を限度として購入者の9割を市が補助)

サービス名	サービスの内容	利用者負担
介護支援用品の支給	<p>要介護4・5と認定された市民税世帯非課税の方に対し、介護に必要な用品(おむつ・ドライシャンプー・消毒液・清拭剤・使い捨て手袋など)と交換できる利用券を発行。</p> <p>年間75,000円分を支給。</p>	
外出支援サービス	<p>要介護3・4・5と認定された方等で、一般の交通機関(バス・電車)の利用が困難な方に対し、市内の一般タクシーやストレッチャーつき介護タクシーが利用できる券を発行。介護者をつけることが条件。月16,000円分を支給。</p> <p>(後に1割の本人負担分を徴収)</p>	<p>料金の1割 (利用限度額を超えた場合は自己負担)</p>
訪問理美容サービス	<p>寝たきり等のため理容室を利用することのできない在宅高齢の方に対し、理容師等が自宅まで訪問し理容等のサービスを提供します。</p>	<p>3,000円/回の利用券を年間6回まで発行</p>
成年後見人制度利用支援事業	<p>福祉サービスを必要とする、身寄りのない痴呆性高齢者を対象に市が審判の請求を実施し、成年後見人等に対する報酬を助成する事業</p>	
紙おむつの支給 (吉川市社協)	<p>5種類の中から必要とするタイプの紙おむつを支給。 (吉川市社会福祉協議会の会員で在宅の方に限る)</p>	<p>月600円</p>
介護用品の貸し出し (吉川市社協)	<p>ベッド、エアマット、車椅子の貸出。 (吉川市社会福祉協議会の会員で在宅の方に限る) 介護保険対象外の方</p>	<p>車椅子 月100円 ベッド 月1,300円 エアマット 月600円</p>

5. 補助や助成

安心して、暮らし続けるために

サービス名	サービスの内容	利用者負担
賃貸住宅家賃助成	家賃月額30,000円以上で、2年以上市内在住の65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上の方のみで構成されている市民税非課税世帯に対して助成。 (生活保護世帯を除く)	月5,000円を上限とし、 3,000円を超えた額
在宅高齢者 介護支援手当	6ヶ月以上寝たきり等の状態にある65歳以上で所得税世帯非課税の方に支給。	月5,000円
敬老祝金	77歳(喜寿)、88歳(米寿)、99歳(白寿)を迎える方に、祝金を支給。 (但し、市内に1年以上在住している方) また、特別祝金として、老齢福祉年金受給停止者に支給。	88歳・99歳ともに 10,000円
無料入浴券	65歳以上の方に、市が契約した公衆浴場が無料で利用できる利用券を支給。 利用施設:松乃湯(大字平沼)	ひと月4枚
介護保険 給付サービス 負担金補助	介護保険サービスの利用者負担を 介護保険料第1段階の方(市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護の方は除く) 介護保険料第2段階の方(市民税世帯非課税の方)に対し補助。 申請しないと補助されませんので、該当される方は必ず申請してください。	利用者負担の 7割 利用者負担の 5割
福祉政策の減免	印のついた市のサービスの利用料についても、同様に減免	